

支給認定の有効期間と保育必要量の認定区分

保育を必要とする事由	有効期間		保育必要量
	2号認定	3号認定	
就労	小学校就学前まで	満3歳まで	短時間（就労時間 64～119h/月） 標準時間（就労時間 120h～/月）
妊娠・出産	母子手帳が交付されてから出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで		標準時間
疾病・障害	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
介護・看護	小学校就学前まで	満3歳まで	短時間（介護等時間 64～119h/月） 標準時間（介護等時間 120h～/月）
災害復旧	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
求職活動	90日を経過する日が属する月の末日まで		短時間
就学	卒業・修了予定日が属する月の月末まで		短時間（就学時間 64～119h/月） 標準時間（就学時間 120h～/月）
虐待・DV	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
育児休業	当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで		短時間
育児	当該出産に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで		短時間